|  |
| --- |
| 審査基準  　●包括議決15  開発審査会の議を経て許可した計画の変更の取扱いについて  　　開発審査会の議を経て許可したものについて、次に掲げる変更に係るものは、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取扱えるものとし、これに基づき知事が都市計画法（以下「法」という。）第35条の２の許可をした場合は、開発審査会に報告するものとする。    　１　工区の変更  　２　開発行為に関する設計のうち、法第33条及び提案基準の技術基準に係る変更  　３　工事施行者の変更  　４　資金計画の変更  （附則）  この基準は、平成29年4月1日から施行する。 |